

令和 8 年度 第 1 四半期原子力規制検査指摘事項

令和 8 年 8 月 19 日および 20 日付で、原子力規制委員会から令和 8 年度第 1 四半期の間に実施した原子力規制検査の結果が通知されました。通知された検査指摘事項は以下の通りです。

発電所	件 名	事象、指摘内容	重要度 ／深刻度
美浜	3号機 保守管理不備による高圧タービンからの蒸気漏れ	令和8年5月8日4時8分、「高圧車室上下部メタル温度差大（－側）」の警報が発信。運転員が監視カメラで高圧タービン周辺の蒸気漏れを確認し、4時24分に原子炉を手動停止した。点検の結果、高圧タービン上部車室の閉止キャップに縦約1cm、横約8cmの損傷を確認。高温高圧の蒸気による流れ加速型腐食（FAC）により、内面から減肉が進行し、損傷に至ったと推定された。 FACによる減肉および損傷は合理的に予測・予防可能であったことから、指摘とされたもの。	緑／SLIV (通知なし)
大飯	核物質防護事案（物理的防護）	新たに設置した立入制限区域境界フェンスについて、フェンス外側に手摺付き仮設階段が設置され乗り越えに対する有効高さが不足し、一部が有刺鉄線のみで構成され切断に弱い状態であることが規制検査で確認されたため、速やかに仮設階段の移設とフェンスの補強を実施した。 これら一連の不備は、適切な管理及び措置が講じられていれば未然に防止可能であったことから指摘とされたもの。	緑／SLIV (通知なし)

以上